

「アーバンスポーツ体験会実施業務委託」に係る企画提案募集への質問に対する回答（令和6年6月20日）

No	資料名	質 問	回 答
1	仕様書 3（2）	アーバンスポーツの定義を御教示いただきたい。 (仕様書に記載されている5種目以外で該当種目があれば具体的に御教示いただきたい)	県では、アーバンスポーツを広い競技場などを必要とせず、都市の中でできる、音楽やファッションの要素も加わったスポーツと定義しております。特段の種目指定はございませんが、初心者でも安全に体験会に参加できる種目を御提案ください。
2	仕様書 5（1）	アーバンスポーツ体験会の開催時期の目安は。	特段時期の指定等はありませんが、県では、10月をスポーツ推進月間と位置付けているため、少なくとも1日は10月の開催を想定しております。また可能な限り、多くの県民の皆様アーバンスポーツの魅力を伝えることができるよう、土日祝日での開催が望ましいと考えております。5日間の体験会実施日が、委託期間の一定時期に偏らないようにしていただき、仕様書6に記載のとおり、期限までに成果品を提出できるよう、御留意ください。